



11月は

賃金不払残業解消
キャンペーン月間

都道府県
労働局

全国一斉無料相談ダイヤル

労働時間管理の適正化と
賃金不払残業解消のために

11月23日(木) 勤労感謝の日
9:00~17:00

☎0120-793-283

労使がともに協力しあい、 「賃金不払残業」を なくしましょう。



「賃金不払残業」って？

「賃金不払残業」とは所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して、決められた賃金や残業手当が支払われない、いわゆるサービス残業のことをいいます。賃金

不払残業は労働基準法に違反する、あってはならないものです。厚生労働省では、賃金不払残業の解消に資するため、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月）を策定し、周知を図っています。

「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」って？

賃金不払残業が行われることのない職場にしていくためには、単に使用者が労働時間の適正な把握に努めるに止まらず、労使の主体的な取組が必要です。このため指針では、賃金不払残業の解消に向け、企業全体として主体的に取り組んでいくために労使が講ずべき事項を示しています。

「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」 で示された労使の取組事項

労働時間の適正な把握

職場風土の改革



適正に労働時間の管理
を行うためのシステムの
整備

労働時間を適正に把握する
ための責任体制の明確化と
チェック体制の整備

11月は賃金不払残業解消キャンペーン月間です。